



補聴器購入費用を助成します

令和7年10月から身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の方の軽度・中等度難聴者の方を対象に補聴器購入助成事業を開始します。



目的

聴力の低下により日常生活に支障がある軽度・中等度の難聴者の方の補聴器購入費用の一部を助成することにより、社会参加を促し、健康福祉の増進を図ります。

対象者（次の①～⑤のすべてに該当する方）

- ①申請の時点において 松川町に住所があり自宅で生活されている18歳以上の方
- ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象外である方
- ③両耳または片耳の聴力レベルが70デシベル未満の方
- ④耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方
- ⑤町税等に滞納がない方

助成内容

3万円を上限として、購入費用の2分の1を助成します。
※5年に1度を限度とします。



助成の対象となる機器・費用

- ・管理医療機器として認定された補聴器本体（付属品を含む）です。
※助聴器、集音器は対象外です。
※故障、修理、メンテナンス等は対象外です。
※診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担です。

申請にあたっての注意事項

- ・交付決定の日より前に購入された機器は助成の対象外となります。必ず購入前に申請をしてください。
- ・交付決定の日から起算して6か月以内に請求書を提出してください。